

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月16日
管理表No.	0113-27 改訂00

項目	コメント内容
外部火災 (第9条)	「外部火災」の定義について申請書中に「外部火災」の定義を補正にて追記すること。事業許可では括弧書きで記載しているので、同様として欲しい。

(回 答)

ご指摘にある事業（変更）許可で外部火災の内容を括弧書きで記載している箇所は下記のとおり。

<本文4号 1. ロ. (8) b. P22>

(i) 外部火災 (森林火災, 爆発及び近隣工場等の火災)

使用済燃料貯蔵施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても基本的安全機能を損なわない設計とする。(後略)

上記記載を踏まえて、事業（変更）許可との整合性の観点から、基本設計方針等について、次のとおり修正することとする。

<基本設計方針 1.7.1 外部からの衝撃による損傷の防止, (2) 人為事象, a. 外部火災のタイトル>

【変更後】 a. 外部火災 (森林火災, 爆発及び近隣工場等の火災)

【変更前】 a. 外部火災

以 上